

事務連絡

平成31年1月24日

各都道府県税制担当課
各都道府縣市町村担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市税制担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治税務局 企画課
都道府県税課
市町村税課
固定資産税課

平成31年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての
留意事項等について

政府は、「平成31年度税制改正の大綱」について平成30年12月21日に閣議決定したところです。また、これに先立ち、「平成31年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）が平成30年12月14日にとりまとめられたところです。

現在、「平成31年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の法令案の作成を急いでいるところですが、さしあたり現段階における平成31年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙) (抄)

第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

(3) 地方税の手続については、情報通信技術の進展を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減及び公平かつ適正な課税の実現を図る観点から、以下のよう
に、セキュリティを確保しつつ、簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることが重要であること。

③ 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、キャッシュレス社会の実現を目指すこととされており、全地方団体による地方税共通納税システムが平成31年10月に稼働予定となっていることを踏まえ、その稼働までに、各地方団体における必要なシステム(基幹税務・出納システム等)の対応、会計事務の取扱いの整理及び指定金融機関等との調整など、適切に対応いただきたいこと。

また、多様な納税方法を用意することによる納税者の利便性向上がますます重要になってきていることを踏まえ、口座振替、コンビニエンスストア、マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納の活用など納税者が税を納付しやすい環境について、各地域の実情等に応じてその整備を図る必要があること。

④ 給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知については、経済団体等より事務負担の軽減のために全市区町村が対応するよう要望があるとともに、事務の効率化や個人情報の保護の観点等を踏まえ、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。

⑥ 市区町村から国税当局に送信される扶養是正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、書面により提供を行っている市区町村は、eLTAXを利用した扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

⑨ 地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、「規制改革実施計画」(平成30年6月15日閣議決定)(以下「平成30年実施計画」という。)において、事業者の負担を軽減するための方策が示されていること。

特に、財産調査で用いる給与等照会様式については、平成30年実施計画を踏まえ、全国地方税務協議会において統一様式が取りまとめられたところであり、「地方税の滞納処分に関する給与等の支給状況の照会に用いる様式について」（平成31年1月24日付け自治税務局企画課事務連絡）を参照の上、当該統一様式を使用していただきたいこと。

また、財産調査で用いる金融機関照会様式についても、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、平成27年度に全国地方税務協議会においてとりまとめた標準様式を使用していただきたいこと。

この他、平成30年度実施計画に盛り込まれた事項については、eL TAXを活用することにより全国統一フォーマットの下で電子的に一度の操作で申請等の対応が可能となり、地方税に関する手続における事業者の負担軽減につながるため、引き続き、その活用の促進に取り組んでいただきたいこと。

事務連絡
平成31年1月24日

各都道府県税務担当課・市町村税担当課 御中

総務省自治税務局企画課

地方税の滞納処分に関する給与等の支給状況の照会に関する様式について

地方税の滞納処分のための財産調査（地方税法第68条第6項等）で用いる給与等の支給状況の照会様式については、平成30年6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、全国地方税務協議会の地方税制等検討委員会に設置された給与等照会様式検討ワーキンググループにおいて検討がなされてきたところ、先般、別添のとおり報告書及び統一様式がとりまとめられました。

貴都道府県におかれては、当該報告書等を踏まえ、照会様式の改正を行い、今後の調査に当たっては、当該統一様式を使用させていただきようをお願いいたします。また、照会の相手方となる者が当該様式の電子データを利用して回答書を作成することが可能となるよう、電子データを各地方団体のウェブサイトに掲載するなどの対応をお願いいたします。

また、市区町村においても、当該統一様式を使用させていただくとともに、ウェブサイトへの掲載を行っていただく必要があることから、貴都道府県内の市区町村に対して、この旨をご連絡いただくようお願いいたします。

なお、平成30年7月4日付け総務省自治税務局企画課事務連絡で別途ご連絡することとしていた、個人番号を利用した預貯金情報調査に係る照会様式についても、別添の報告書においてとりまとめられておりますので、申し添えます。

【連絡先】

総務省自治税務局企画課

TEL：03-5253-5658

平成30年度
給与等照会様式検討ワーキンググループ
報告書

平成31年1月
全国地方税務協議会
地方税制等検討委員会

はじめに

日本銀行による経済・物価情勢の展望（2018年10月）によれば、「日本経済の先行きを展望すると、2018年度は海外経済が総じてみれば着実な成長を続けるもとで、きわめて緩和的な金融環境や政府支出による下支えなどを背景に、潜在成長率を上回る成長を続けるとみられる。2019年度から2020年度にかけては、設備投資の循環的な減速や消費税率引き上げの影響を背景に、成長ペースは鈍化するものの、外需にも支えられて、景気の拡大基調が続くと見込まれる。」とされています。

この様な報告が行われているものの、地域経済に視点を向けると様々な課題も指摘されており、今後の地方税収入の動向において、決して楽観的に自らの地域に当てはめられない地方団体もあろうかと思えます。

今回のワーキンググループは、政府において、平成29年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定され、地方税制等検討委員会により、給与等照会に係る標準的様式の策定を目指し設置されたものとなります。

ワーキンググループを進めていく中では、事業者側から具体的な負担状況の聴取を実施するとともに、全国地方税務協議会の会員団体（都道府県及び政令指定都市）への照会項目等の調査結果を踏まえた考察を行うなど、照会及び回答の当事者における現状把握を土台として改善方策を検討したものであり、今後、回答に係る事業者の負担軽減に大きく寄与するとともに、各地方団体が照会業務を進めるうえで十分参考となり、効率的な滞納整理業務の推進につながるものであるとワーキンググループ委員一同、確信しております。

末筆になりますが、公務ご多忙のなか精力的にご議論いただきました各委員の皆様、各委員の選出につき快くご協力いただきました各委員所属団体の皆様、情報提供をはじめ全面的にご協力いただきました総務省自治税務局企画課の皆様、事務局としてご尽力いただきました全国地方税務協議会の皆様に深く感謝申し上げます。

平成31年1月
平成30年度給与等照会様式検討ワーキンググループ
座長 久保 勇成

目 次

第1	ワーキンググループの設置及び活動状況について	1
1	設置目的	1
2	構成団体等	1
3	活動状況	2
第2	地方税における給与等照会様式の統一化	3
1	給与等照会の現状	3
2	規制改革実施計画	3
3	様式の検討	4
4	給与等照会様式の統一に向けて	6
5	金融機関照会様式の見直しについて	6
	給与等照会様式検討ワーキンググループ委員名簿	8

【添付資料】

資料1 給与等照会 地方税統一様式

資料2 金融機関照会 地方税標準様式

資料3 給与等の支給状況に関する照会項目等調査集計

第1 ワーキンググループの設置及び活動状況について

1 設置目的

平成30年度第1回地方税制等検討委員会において、「地方税制等検討委員会設置要綱」及び「地方税制等検討委員会ワーキンググループ運営要領」に基づき、以下の内容について翌年度のワーキンググループで検討したい旨、総務省より提案があり、ワーキンググループの設置を決定した。

検討内容 給与等照会に係る標準的様式の作成

規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）において、地方団体における手続上の様式等について、一事業者が複数地方団体との間で手続を行うものなどを対象として、事業者の負担を踏まえて、改善方策（法令による統一化、国からひな形の提示、地方団体側の連携によるひな形の作成など）を検討し、結論を得ることとされた。

地方税関係においても複数の様式等が検討対象とされているが、滞納処分のための財産調査として行われる給与等照会に係る様式について、地方団体間の協議によって標準様式を作成することが適当と考えられることから、その検討を行う。

総務省の提案の背景には、政府における規制改革の取組として、地方団体における手続上の様式の改善に向けた検討があった。平成29年6月には、規制改革実施計画が閣議決定され、一事業者が複数地方団体との間で手続を行うものなどを対象として、事業者の負担を踏まえて、改善方策（法令による統一化、国からひな形の提示、地方団体側の連携によるひな形の作成など）を検討し、結論を得ることとされたところである。その後、規制改革推進会議の下に、地方における規制改革タスクフォースが設置され、滞納処分のための財産調査として行われる給与等の支払状況に係る照会様式について、企業側の具体的な負担が示されるとともに、総務省に対して、改善方策の検討が求められたところである。

なお、当委員会では、平成27年度においても、政府の規制改革の取組を背景とした総務省の提案を受け、金融機関照会様式の統一化について、ワーキンググループを設置して、検討した経緯がある。

2 構成団体等

平成30年度第1回地方税制等検討委員会において、当ワーキンググループについて同委員会委員より推薦のあった以下の団体で構成し、また、総務省自治税務局企画課よりオブザーバー参加を得て活動することが決定された。

ア 都道府県

- (ア) 常任幹事団体 東京都
- (イ) ブロック代表幹事団体 福島県、滋賀県、鳥取県、大分県

イ 政令指定都市

- (ア) 常任幹事団体 横浜市、大阪市
- (イ) ブロック代表幹事団体 静岡市、神戸市

3 活動状況

実施区分	開催日	議事内容
第1回WG	平成30年7月	・正副座長の選出 ・事業者との意見交換 ・討議
第2回WG	平成30年9月	・討議
第3回WG	平成30年11月	・討議 ・報告書(案)の検討

※ 随時、電子メール等により、委員間で意見交換を実施

(参考)

地方税制等検討委員会設置要綱(抄)	
	平成13年5月31日制定(全地税協発 第51号) 平成15年8月22日一部改正 平成17年1月24日一部改正
1 設置	地方分権時代にふさわしい地方税制等のあり方を検討することを目的にこの委員会を設置する。
3 検討課題及びワーキンググループの設置	(1) 委員会は、毎年度、前年度末までに委員から提案された地方税の当面する諸課題について検討する。 ただし、年度途中で検討を要する課題が生じた場合は、この限りではない。 (2) 3(1)の諸課題を検討するために委員会に必要なワーキンググループを設置する。 なお、ワーキンググループの構成及び運営は、別途委員会で定める。
5 報告	委員長は、委員会での検討結果を会長に報告する。 会長は、この報告に基づく必要な意見具申等を総務省自治税務局長等に行う。

地方税制等検討委員会ワーキンググループ運営要領(抄)	
	平成17年4月27日制定(平成17年度第1回地方税制等検討委員会決定)
2 構成	(1) 委員 グループの委員は、原則として係長級以上の職にある者とし、当該グループの構成団体における地方税制等検討委員会委員の推薦によって選任する。 (2) 座長及び副座長 グループに座長及び副座長を置く。 座長及び副座長は、グループ委員の互選によって選任する。 副座長は、座長を補佐し、座長に事故等がある場合は座長を代理する。

第2 地方税における給与等照会様式の統一化

1 給与等照会の現状

(1) 徴収事務における給与等照会の重要性

地方団体の徴収金の納付又は納入が遅滞した場合、早期に完結しない滞納事案については、徴税吏員が滞納者の財産を調査の上、差押えて、換価し、徴収金に配当することにより、滞納の解消を図ってきた。

差押えの対象財産については、以前は電話加入権や不動産の割合が高かったが、近年では電話加入権の換価価値がほとんど無くなった。また、不動産は複雑な権利関係が絡む事案が多く、換価には高度な法律知識や時間が必要な場合も多い。

一方、インターネット公売の導入により、差押えの対象財産が動産に拡大されたものの、動産の占有・差押えには、搜索を伴うことが多い。

そのような財産に比べ、債権は比較的調査及び発見がたやすく、差押え後の換価（取立）も容易であることから、差押え件数の大部分を占めている。特に、給与等は滞納者が雇用されていれば当然支払われるものであり、給与支払者に対して照会することにより必要な情報を効率的に得ることができる。

給与等照会は、滞納者の継続的な収入の状況を把握し、交渉内容の裏付資料とすることや、適切な時期に滞納処分を行うこと等、滞納事案を早期に完結するためには必要不可欠である。

(2) 給与等照会の方法

給与等を差し押さえるには、滞納者の勤務先の事業者を明らかにする必要がある。そのため、徴税吏員は、給与支払報告書、預金口座の取引先、本人等との面談により明らかになった事業者に対して照会するのが一般的である。

調査の方法は、照会文書に返信用封筒を同封し、郵送で行うことが多い。また、照会する際は各団体が独自で定めた様式を使用している。

2 規制改革実施計画

(1) 給与等照会様式に係る事業者からの意見

規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては、「事業者の負担を踏まえてリストアップした事項」について改善方策を検討することとされていた。

給与等照会様式に関して、書式等が異なることにより生じる具体的な負担について、事業者からの意見のうち、主なものは、以下の通りである。

- ・ 市区町村毎に様式が違うため、必要項目を確認・調査し個別にハンド（手作業）対応している。様式を統一できれば、IT を用いた自動化・効率化が図れる。
- ・ 記載項目・フォームの簡素化・統一化が図られれば、当該作業のシステム化は容易となり、企業側の負担を大きく削減できる。
- ・ 各市区町村から送付される給与等照会様式は、各市区町村により様式が異なり、記入内容も大きく違うため、都度、入力する内容を検索する必要があり、手間と時間を費やしている。様式が統一され、記入内容が統一されれば、システムからの検索条件を固定することができ、時間削減につながると思う。
- ・ 市町村によって回答項目が異なるため、回答にあたって市町村に電話照会が必要と

なるケースもあり。特に「家族の人数」については、“家族数”“生計を一にする親族の人数”“扶養人数”等、人数の定義がまちまちであり、回答時に苦慮する。

- ・ 「生命保険料控除申告」にかかる証明が必要な場合、自社内のデータベースでは「保険会社名」は通常使用しないため収録しておらず、その都度、「保険料控除申告書」現物を確認のうえ記載する必要があるため、非常に手間がかかっている。本照会の目的が、税金滞納による給与債権差押のための調査であることをふまれば、給与債権の差押に直接的に必要な「生命保険料控除申告」欄は不要と思われるため、書式・様式を統一する際は、「生命保険料控除申告」欄を削除いただきたい。

これら事業者からの意見を受け、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定した規制改革実施計画においては、政府は、全国地方税務協議会に対し、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請する旨記載されている。

○規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）抜粋

7. その他重要課題

(5) 地方における規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	給与等照会様式	給与等照会（地方税法第 68 条第 6 項等によりその例によるものとされる国税徴収法第 141 条）については、地方自治体間で構成する協議会（全国地方税務協議会）に対し、平成 30 年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、取りまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	平成 30 年度措置	総務省

3 様式の検討

(1) 給与等照会様式に関する調査

様式の検討にあたり、全国地方税務協議会の会員団体（都道府県及び政令指定都市）に対し、給与等照会様式で照会している項目等について調査を行った。その結果、いずれの地方団体も照会している項目とともに、一部の地方団体のみが照会している項目が確認できた。

また、照会文書の作成方法は、パソコンの文書作成ソフトウェア等で作成する団体、税務システムに照会文書作成機能を組み込んでいる団体など様々であった。その他、様式を改正する場合の具体的な支障内容については、回答があった地方団体のうちのほとんどがシステム改修によりコストが発生するという内容であった。

なお、各地方団体に対し、照会様式にあらかじめ記載しなければならない項目とその理由を調査したところ、いくつかの項目について照会の必要性に関する回答はあったものの、いずれも各地方団体の判断で余白欄を用いて照会することでは対応できないといった趣旨の回答はなかったと思われる。

(2) 業界団体との意見交換等

内閣府規制改革推進室の協力により、第一回のワーキンググループにおいて、地方団体からの照会に対する回答作業の実態等について、事業者に対しヒアリングを行った。

事業者からは、照会様式が統一されることは事業者の負担軽減になるという説明があったほか、記載項目をできるだけ簡素化してほしい、自社のシステムから自動作成できる統一様式にしてほしい、照会を受けた後に当該滞納者の滞納が解消している事実が判明した場合には回答書の提出を不要としてほしいなどの要望があった。

ヒアリングに対応した事業者の具体的な負担として、それぞれ年間7万円から50万円程度かかっており、これらの負担が様式統一化により半減されるなどの意見があった。

その他、様式に回答を記入する代わりに、回答を求められている項目を含んだ企業所定の給与明細書を添付して回答することを認めている地方団体が一部ある、との実態がわかった。

(3) 統一様式の検討

次の観点から、統一様式の検討を行った。

- ・ (1)の会員団体への調査結果を踏まえ、事業者に照会する内容を列記した回答書について、照会文書に別紙として添付することとした。
- ・ 事業者からの様式統一化の要望を踏まえ、様式にあらかじめ記載する照会項目を統一し、各地方団体がレイアウトを変更しない(下部の余白欄を除き、行や列の加除などをしないように)こととした。
- ・ (1)の会員団体への調査結果及び事業者からの簡素化の要望を踏まえ、原則として、全会員団体の半数以上が照会している項目を様式にあらかじめ記載する照会項目とした。
- ・ 全会員団体の半数未満が照会している項目については、各地方団体の実情に応じて効率的な調査に寄与するものであるため様式にあらかじめ記載すべきとの意見はあったものの、事業者からの簡素化の要望を踏まえ、あらかじめ様式に記載せず、当該項目を照会する必要がある地方団体は様式の下部に設ける余白部分に当該項目を記載して対応することを求めることとした。
- ・ ただし、全会員団体の半数未満が使用している項目の中で、「給与締切日」については、差押えの効率化に寄与し、かつ、検索・調査等を必要としないため事業者の負担も少ないと考えられることから、様式にあらかじめ記載することとした。
- ・ 「家族数」、「扶養家族数」、「生計を一にする親族」など団体によって照会の内容が異なっている点については、国税様式も参考とし、会員団体の約7割をカバーできる「家族数(本人を除く)、内扶養家族」に項目名を統一することとした。なお、「生計を一にする親族」を照会しなければならない地方団体は、様式にあらかじめ記載されている「家族数(本人を除く)、内扶養家族」を塗りつぶすなど、回答の必要がないことを明確にした上で、様式の下部に設ける余白部分に「生計を一にする親族」を記載して照会することにより対応することもできる。
- ・ 事業者側において、照会項目以外で滞納者に係る参考情報があれば、余白に記載してほしい旨を様式にあらかじめ記載することにした。

(4) 当様式使用上の留意点

- ・ 統一様式にない項目を照会しようとする場合は、「他機関による差押えの有無」欄の下

の余白部分に適宜追記すること。

その場合も、既存の項目のレイアウトを変更しないようにすること。

- ・ 統一様式の項目のうち、照会する必要がないと判断するものがある場合は、企業側の負担も考慮し、当該欄全体を黒く塗りつぶすなど、回答者が記載不要であることを明確に認識できるようにすること。
- ・ 照会項目に対する回答が網羅されていれば、(別紙) 回答書でなく任意の様式での回答で差し支えない地方団体においては、その旨、照会文書に明記すること。

4 給与等照会様式の統一に向けて

(1) 当様式の位置付け

当様式を給与等照会に係る統一様式として示し、各地方団体はできるだけ速やかに切り換えることが適当とワーキンググループでは判断した。

ただし、様式変更のためだけに既存の関連情報システムを改修すると、当該システム更新の際に統一様式に切り換える場合と比べ、経費が過大となる団体については、当該システム更新の際に対応することが想定される。

(2) 統一様式導入のメリット

様式の統一化が進めば、規制改革実施計画の目的である事業者の負担軽減につながるとともに、各地方団体にとっても、事業者が要する回答期間の短縮が期待される。また、これに伴い、適切な時期に滞納処分を行うことが可能となり、滞納事案の早期完結に繋がるものと考えられる。

(3) 統一様式を普及していくための提言

ア 会員団体に対して

上記(2)にあげた、導入のメリット、その他の事情を勘案の上、早急に統一様式を導入することが必要である。

また、事業者から、回答入力のために統一様式の電子データについて求めがあった場合には、積極的に提供していただきたい。

イ 全国地方税務協議会に対して

都道府県及び政令指定都市に対して、早急に統一様式を導入することとなるよう、適切な周知活動を行っていただきたい。

ウ 総務省に対して

全国地方税務協議会と連携し、全国の市区町村含め多くの地方団体が早急に統一様式を導入することとなるよう、適切な周知活動を行っていただきたい。

5 金融機関照会様式の見直しについて

金融機関に対する照会様式については、「平成 27 年度徴収に関する電話催告の民間委託と金融機関照会様式の統一検討ワーキンググループ報告書」において、標準様式が取

りまとめられ、各地方団体において、当該様式の使用が広がってきている。

金融機関等に対する個人番号または法人番号（以下「番号」という。）を用いた預貯金情報の照会については、金融機関等からの迅速・適確な回答を確保し、税務調査における預貯金調査の効率性を高める観点から、平成 27 年度税制改正において、金融機関等に対して、番号に紐付けて預貯金口座に関する情報を管理する義務を課することとされ、平成 30 年 1 月 1 日から施行されている。

この制度改正について、同報告書に提言された金融機関照会に係る標準様式に反映させるため、番号を記載する欄を設けるとともに、記載要領について所要の見直しが必要であったため、検討の結果、資料 2 のとおり様式及び記載要領を見直した。

今後、都道府県、政令指定都市及び市区町村において番号を用いて預貯金調査を行う場合には、本様式を用いることが適当である。

給与等照会様式検討ワーキンググループ 委員名簿

【委員】

団体名	所 属	職	氏 名	備考
福島県	総務部税務課	主任主査	落合 範文	
東京都	主税局徴収部徴収指導課徴収企画班	課長代理	田中 真理	副座長
滋賀県	総務部税政課地方税徴収対策室	室長補佐	久保 勇成	座長
鳥取県	総務部税務課	課長補佐	中本 伊知郎	
大分県	総務部税務課企画管理班	主幹	秋山 義行	
横浜市	財政局主税部徴収対策課	担当係長	川田 路人	
静岡市	財政局税務部滞納対策課	参事兼 課長補佐	佐藤 道拓	
大阪市	財政局税務部収税課滞納整理グループ	担当係長	兼田 岳志	
神戸市	行財政局主税部収税課	担当係長	市橋 亮平	(～11/30)
		担当係長	高田 一成	(12/1～)

【オブザーバー】

総務省	自治税務局企画課企画第一係・企画第二係	係長	西脇 陽平	
-----	---------------------	----	-------	--

【事務局】

全国地方税務協議会		事業課長	橋本 慎司	
-----------	--	------	-------	--

資料 1

平成30年度
給与等照会様式検討ワーキンググループ
給与等照会 地方税統一様式

平成31年1月
全国地方税務協議会
地方税制等検討委員会

〇 〇 〇 第 〇 〇 号
〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

様 (御中)

印

給与等の支給状況の照会について

ご多忙のところ恐縮ですが、_____のため、必要があり
ますので、下記の照会対象者の給与等の支給状況について、別紙「回答書」にご記入の上、
〇〇年〇〇月〇〇日までにご回答願います。

※ この照会は、_____の規定に基づくものです。

記

照会対象者

住 所			
氏 名		生 年 月 日	

(別紙)

〇〇年〇〇月〇〇日

様

給与支払者

所在地（住所）

名称（氏名）

印

部署名・担当者名

連絡先

回 答 書

〇〇年〇〇月〇〇日付 〇〇〇第〇〇号 の
「給与等の支給状況の照会について」について、下記のとおり回答します。

記

1. 照会対象者

住 所			
氏 名		生 年 月 日	

2. 回答

給与等状況			年 月支給分	年 月支給分	年 月支給分	
	給与の総支給額			円	円	円
控除額	所得税			円	円	円
	住民税			円	円	円
	社会保険料			円	円	円
支給日・給与締切日			毎月 日（給与締切日 毎月 日）			
賞与等状況	直前の賞与の総支給額		円			
	直前の賞与の支給日		年 月 日			
	照会日以降の支給日		年 月 日			
家族数（本人を除く）			人（内扶養家族 人）			
給与等の支給方法			口座振込 ・ 現金支払 ・ その他（ ）			
振込口座 （口座振込の場合）	金融機関名及び支店名		/			
	預金の種類及び口座番号		普通・その他（ ） / NO.			
退職年月日（退職している場合）			年 月 日			
他機関による差押えの有無			有 ・ 無		(有の場合) 執行機関名	

(※) その他参考事項がありましたら、余白または別紙にご記載ください。

〇〇株式会社 様

〇〇県税事務所長 印

給与等の支給状況の照会について

給与等照会を必要とする事務を記入して下さい。

ご多忙のところ恐縮ですが、地方税法に規定する県税等の滞納処分のため、必要がありますので、下記の照会対象者の給与等の支給状況について、別紙「回答書」にご記入の上、平成〇〇年〇〇月〇〇日までにご回答願います。

なお、別紙「回答書」の回答項目が網羅されていれば、任意様式で回答しても差し支えありません。

※ この照会は、地方税法第167条第6項等により準用する国税徴収法第141条の規定に基づくものです。

根拠条項を記入して下さい。

照会項目に対する回答が網羅されていれば、(別紙)回答書でなく任意の様式での回答で差し支えない地方団体においては、その旨、明記して下さい。

記

照会対象者

住 所	東京都千代田区霞が関 X - X - X		
氏 名	全国 太郎	生 年 月 日	S35. 12. 25

各項目を記入して下さい。

問合せ先

所 属

氏 名

電話番号

e-mail

(別紙)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県税事務所長 様

照会時に記入して下さい。

給与支払者

所在地 (住所)

名称 (氏名)

印

担当者名

連絡先

照会時に記入して下さい。

回 答 書

平成30年12月20日付 〇〇税第7000号 の

「給与等の支給状況の照会について」について、下記のとおり回答します。

記

照会時に、照会本文と同じ内容を記入してください。

1. 照会対象者

住 所	東京都千代田区霞が関X-X-X		
氏 名	全国 太郎	生 年 月 日	S35. 12. 25

2. 回答

給 支 与 給 等 状 の 況			年 月 支 給 分	年 月 支 給 分	年 月 支 給 分	
	給 与 の 総 支 給 額			円	円	円
控 除 額	所 得 税			円	円	円
	住 民 税			円	円	円
	社 会 保 険 料			円	円	円
	支 給 日 ・ 給 与 締 切 日	毎月 日		— (給与締切日 毎月 日) —		
賞 支 与 給 等 状 の 況	直 前 の 賞 与 の 総 支 給 額			円		
	直 前 の 賞 与 の 支 給 日	年 月 日				
家 族 数 (本 人 を 除 く)				人 (内 扶 養 家 族)		
給 与 等 の 支 給 方 法		口座振込 ・ 現金支払 ・ その他 ()				
振 込 口 座 (口 座 振 込 の 場 合)	金 融 機 関 名 及 び 支 店 名			/		
	預 金 の 種 類 及 び 口 座 番 号	普通 ・ その他 () / NO.				
退 職 年 月 日 (退 職 し て い る 場 合)		年 月 日				
他 機 関 に よ る 差 押 え の 有 無		有 ・ 無		(有 の 場 合) 執 行 機 関 名		

照会不要な項目は、取り消し線や当該欄全体を黒く塗りつぶす等により回答者が記載不要であることが明確に分かるようにしてください。

生命保険料控除の有無 (直近の年末調整による) 有 ・ 無 (有の場合) 保険会社名

様式にない項目を照会しようとする場合は、「他機関による差押の有無」欄の下の余白部分に本例のように適宜追加するものとし、本紙一枚を超えることのないようにしてください。

(※) その他参考事項がありましたら、余白または別紙にご記載ください。

統一様式を利用する際の留意点

- ① 統一様式にない項目を照会しようとする場合は、「他機関による差押えの有無」欄の下の余白部分に適宜追記すること。
その場合も、既存の項目のレイアウトを変更しない（行や列について、幅は固定とし、加除は行わない）ようにすること。
- ② 統一様式の項目のうち、照会する必要があると判断するものがある場合は、企業側の負担も考慮し、当該欄全体を黒く塗りつぶすなど、回答者が記載不要であることを明確に認識できるようにすること。
- ③ 照会項目に対する回答が網羅されていれば、（別紙）回答書でなく任意の様式での回答で差し支えない地方団体においては、その旨、照会文書に明記すること。

資料 2

平成 3 0 年度
給与等照会様式検討ワーキンググループ
金融機関照会 地方税標準様式

平成 3 1 年 1 月
全国地方税務協議会
地方税制等検討委員会

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様



取引状況等の照会について
(預貯金等関係用)

ご多忙のところ恐縮ですが、_____のため、必要がありますので、下記の照会対象者に係る取引状況等をお調べの上、ご回答願います。
 なお、回答につきましては、「回答書」にご記入の上、照会内容に関する関係資料を添付していただくなどして、ご回答願います。
 ※ この照会は、以下の規定に基づくものです。

記

1 照会対象者及び照会対象期間

(1) 照会対象者 (①預貯金者等の名義は異なるが以下の者と同一人の可能性がある者、②住所・所在地等は相違するが氏名・生年月日等から同一人の可能性がある者を含む。)

住所・所在地等	
フリガナ	生年月日 (設立年月日)
氏名・名称(屋号)	

(2) 照会対象期間 (自) _____年_____月_____日 ~ (至) _____年_____月_____日

2 取引状況等(照会内容) (■又はレ点の項目のみ)

① 顧客基本情報(氏名、住所等顧客管理のため登録されている情報並びに預貯金、融資等全ての取引の種類及び取引開始年月日)

② 回答作成時点の取引商品ごとの残高

③ _____年_____月_____日 現在の取引商品ごとの残高

④ 直近 _____ヶ月分の取引履歴等(解約口座など過去に取引のあった場合を含む。)

⑤ 照会対象期間の取引履歴等(解約口座など過去に取引のあった場合を含む。)

⑥ 融資取引がある場合、融資に係る担保物件(預貯金、有価証券、不動産、保証人等)の明細(種類、金額、名義人、保証額、保証人の氏名、住所等)

⑦ 貸金庫・保護預り取引がある場合、契約者名、代理人名、契約者等の住所・所在地及び契約年月日

⑧ _____年_____月_____日 現在の貸金庫・保護預り取引の有無。取引がある場合、契約者名、代理人名、契約者等の住所・所在地及び契約年月日

⑨ 保険・年金商品取引の媒介の有無。取引がある場合、取扱保険会社名(取扱営業所名を含む。)

⑩ 出資(協同組織金融機関に限る。)の状況

⑪ その他 (_____)

地方公共団体 担当者	所 属 氏 名	電 話	(内線 _____)
---------------	------------	-----	------------

照会対象者の個人番号 又は法人番号									
----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

照会対象者一覧表

項番	氏名・ 名称(屋号)	フリガナ	生年月日 (設立年月日)	住所・所在地等	該当 有無	備考	個人番号 又は法人番号														
1					有 無																
2					有 無																
3					有 無																
4					有 無																
5					有 無																
6					有 無																
7					有 無																
8					有 無																
9					有 無																
10					有 無																
11					有 無																
12					有 無																
13					有 無																
14					有 無																
15					有 無																

(注) 回答に当たって、照会対象者ごとに、取引ありの場合は有に○を、取引なしの場合は無に○を記載願います。
 ①預貯金者等の名義は異なるが同一人の可能性がある者、②住所・所在地等は相違するが氏名・生年月日等から同一人の可能性がある者の場合についてもご回答願います。

記載要領（預貯金等関係用）

1 照会本文（地方税様式1-1）

(1) 照会の目的等

- イ 当該様式は、主に徴収事務における取引照会に使うことを想定しているが、課税・調査事務における取引照会でも用いることができる。
- ロ 照会本文1行目の下線部に、取引照会を必要とする事務を法令等も付して記載する。
例) 「地方税法に規定する県税等の滞納処分」
- ハ 本文の最終行の※欄に、取引照会に係る根拠条文を記載する。
例) 「地方税法第167条第6項の規定によりその例によることとされる国税徴収法第141条」

(2) 照会対象者及び照会対象期間

- イ 照会対象者の「住所・所在地等」、「氏名・名称（屋号）」、「フリガナ」及び「生年月日（設立年月日）」を漏れなく記載する。
- ロ 屋号や旧姓を記入した場合はその旨付記する（例：「旧姓：〇〇」など）
- ハ 照会対象者が複数名に及ぶ場合は、「照会対象者」欄の「氏名・名称（屋号）」欄に、「別紙のとおり」と記載し、別紙「照会対象者一覧表」を添付する。なお、照会対象者が複数に及ぶ場合において、取引照会に係る根拠条文が複数あるときは、その全てを照会本文最終行の※欄に記載する。
- ニ C I F 番号等、照会先金融機関において顧客を特定できる情報が判明している場合は、これを照会内容欄の「□ その他」の括弧内又は別紙「照会対象者一覧表」の「氏名・名称（屋号）」欄又は備考欄に適宜併記する。
口座番号等記入した場合、参考記載なのか記載した口座のみの限定調査なのか明確にする。
例) 「普通預金No.1234567保有確認済み」「普通預金No.1234567のみ調査依頼」
- ホ (2)照会対象期間欄については、取引状況等（照会内容）の⑤を選択する場合のみ記載する。それ以外は、当欄は空欄とする。

(3) 取引状況等（照会内容）

- イ 回答に必要な照会内容について、各照会内容の□に、■又はレ点をする。
なお、照会内容は、個別の調査の状況に応じ、真に必要なものを選択するよう留意する。
照会内容が異なる照会対象者について、別紙「照会対象者一覧表」による照会ができないため、依頼文書を別個に作成すること。
- ロ 相続開始年月日など特定の日の残高や貸金庫等取引の有無が必要な場合は、③、⑧それぞれの「__年__月__日」にその特定の日を記載する。
- ハ ④の取引履歴を照会する場合、必要最小限の期間を記載すること。
- ニ ⑤を選択し、1(2)照会対象期間を記載した場合、②、④、⑦を選択することはできない。また、③、⑧に照会対象期間以外の特定の日を記載することはできない。
- ホ ②と③、④と⑤、⑦と⑧は同時に選択することはできない。
- ヘ ここにある項目以外の照会を実施する場合は、「□ その他」を選択し、括弧内にその内容を明確に記載するとともに、必要な書類等についても記載する。「〇〇等」など記載しないこと。
例 ・口座を有する支店名（対応金融機関において、正しい対応窓口に郵送する場合に限る。）
・各取引に係る印鑑票の写し
・口座開設時の本人確認資料等提出書類の写し など
- ト 「その他」欄は、照会先に対する連絡事項の記載欄としても使用できる。

2 別紙「照会対象者一覧表」（地方税様式1-2）

- イ 照会対象者が複数名に及ぶ場合に使用する。
- ロ 照会対象者の「氏名・名称（屋号）」、「フリガナ」、「生年月日（設立年月日）」及び「住所・所在地等」を漏れなく記載する。
- ハ 同一の照会対象者について、複数の住所等を照会する場合は、行を変えて記載する。
- ニ 別紙が複数枚に及ぶ場合は、項番を通し番号とする。

3 個人番号又は法人番号を用いた照会

- 個人番号又は法人番号を用いて照会をする場合は、照会文書初葉の右下最下部又は「照会対象者一覧表」の「（照会対象者の）個人番号又は法人番号」欄に個人番号又は法人番号を左詰めで記載する。

4 回答書（地方税様式1-3）（照会本文に添付する際の記載要領）

- イ 回答書のあて先、依頼日付及び文書番号、照会対象者、照会対象期間及び下部の「担当者」欄は、照会者があらかじめ記載する。
- ロ 照会書に別紙を添付した場合、「2 回答」欄には「別紙のとおり」とあらかじめ記載する。

5 その他

- イ 依頼の際は、照会本文及び回答本文を送付する。なお、別紙「照会対象者一覧表」を添付する場合は、回答本文添付用とあわせて2部同封すること。なお、回答本文添付用の別紙には、「個人番号又は法人番号」欄の記載を要しない。
- ロ 郵送による調査の場合は、適切なサイズの返信用封筒を同封の上、送付すること。なお、別紙を用いる場合で件数が多い場合は依頼書を分け、それぞれに返信用封筒を同封の上、依頼すること。
- ハ 担当者の電話番号は、できるだけ直通番号を記載すること。

資料 3

平成 3 0 年度

給与等照会様式検討ワーキンググループ

給与等の支給状況に関する照会項目等調査集計

平成 3 0 年 6 月実施

全国地方税務協議会

地方税制等検討委員会

給与等の支給状況に関する照会項目等調査集計

項目	使用 団体数 (A)	割合 (A/67団体)	標準項目でなければ事務執行が不可能な項目		
			団体数 (B)	割合 (B/67団体)	主な理由等
照会形式	照会書と回答書の同別	—	—		
	照会書と回答書は別紙	63	94%		
	照会書と回答書で一枚	4	6%		
	根拠条項の明示の有無	66	99%		
	国税徴収法上の根拠条項のみ明示	52	78%		
	代表的な地方税法上の根拠条項も明示	7	10%		
	該当税目に係る地方税法上の根拠条項も全て明示	8	12%		
	回答期限の設定の有無	49	73%		
	本人特定情報	—	—		
	住所	67	100%		
	氏名	67	100%		
	生年月日	53	79%		
	【上記以外の項目あり】 性別(8団体) 氏名フリガナ(4団体) 受給者番号(2団体)	14	21%		
	住所	46	69%		
氏名	41	61%			
生年月日	23	34%	11	16%	・本人特定のため ・照会先が本人特定に利用したかを明らかにするため
性別	3	4%	1	1%	・滞納者の財産状況を把握するために必要なため
電話番号	26	39%	5	7%	・徴収事務の実施にあたって必要な照会項目である ・当該調査においてしか情報を入手できない場合がある
給料等の支給額	—	—			
12月分	1	1%			
3月分	50	75%			
2月分	9	13%			
1月分	9	13%			
支給額の内訳等	—	—			
支給額合計のみ	35	52%			
基本給と諸手当を区別	31	46%			
照会日以降の支給見込額	15	22%	6	9%	・差押可能額の計算上、当該項目がないと差押えがなくなるため
控除額	—	—			
所得税	67	100%			
住民税	67	100%			
社会保険料	57	85%			
「社会保険料等」として税以外をまとめて記載	13	19%	6	9%	・差押可能額の目安が判断できないため
「その他」欄あり	24	36%			
生命保険料控除の有無	26	39%	4	6%	・滞納整理を行うため ・最新の生保加入情報取得のため ・生命保険の発見される多くは給与照会に起因しているため
保険会社名	26	39%	4	6%	—
証券番号	4	6%	0	0%	—
契約者名	2	3%	0	0%	—
損害保険料控除の有無	8	12%	1	1%	・効率的な財産調査が極めて困難となり、徴収事務に支障が生じる
保険会社名	9	13%	1	1%	—
証券番号	1	1%	0	0%	—
契約者名	1	1%	0	0%	—
賞与等支給額	50	75%	25	37%	・賞与差押えのため ・収入状況の把握のため ・給与のみで差押えできない場合であっても、賞与等の支給額を合算すれば、賞与等の支給月については差し押さえが可能となる場合があり、その判断のために不可欠
直前の支給日	40	60%	15	22%	・差し押さえの執行時期を判断するために不可欠
照会日以降の支給日	40	60%	21	31%	・賞与支給日把握のため
扶養家族等	—	—			
家族数	6	9%			
扶養家族数	40	60%			
生計を一にする親族	30	45%			
配偶者、子ども、その他の内訳	25	37%	10	15%	・差押禁止額、差押可能額を把握するため ・家族の人数とその内訳を突合するなど、差押金額を計算する際に慎重に行う必要があるため
給与締切日	22	33%	9	13%	・徴収事務の実施にあたって必要な照会項目である ・差押禁止額の算定ができない
給与支給日	66	99%	33	49%	・差押時期特定のため ・差押スケジュールを組むことが難しくなるため ・給与支給日が月に複数ある人が存在するため ・取立て日を毎月の給与支払日としているため
給与の支給方法(現金、口座振込の別)	59	88%			
振込口座情報(金融機関名、口座番号等)	66	99%			
口座名義人の氏名	21	31%	6	9%	・支給口座が本人名義であることを確認するため ・金融機関へ改めて調査することが必要となるため
退職手当支給額	6	9%	3	4%	・退職手当の差押の判断をするため
在職期間	7	10%	3	4%	・徴収事務の実施にあたって必要な照会項目である
退職年月日	49	73%	14	21%	
再就職先	11	16%	2	3%	・退職や退職後の状況把握のため

項目	使用 団体数 (A)	割合 (A/67団体)	標準項目でなければ事務執行が不可能な項目		
			団体数 (B)	割合 (B/67団体)	主な理由等
他機関差押の有無	49	73%	23	34%	<ul style="list-style-type: none"> ・先行差押えが執行されている場合、当該差押えが滞納処分による差押えか、強制執行による差押えかによって、それぞれ対応を検討する必要がありその判断材料として不可欠 ・二重差押、交付要求の必要性を判断するため ・二重差押を行う場合は、先行差押機関との調整が必要となるため ・他の執行機関の状況把握のため
差押機関名	38	57%	18	27%	
差押年月日	26	39%	10	15%	
事件番号	15	22%	8	12%	
給与支払者名	57	85%			
給与支払者所在地	52	78%			
給与担当者氏名	57	85%			
給与担当者連絡先	57	85%			
【上記以外の照会項目あり】 <ul style="list-style-type: none"> ・その他参考事項、自由記載覧(5団体) ・給与支給日が休日の場合の支給日(3団体) ・退職金の有無(3団体) ・未払給与の有無、支払日、支払方法(1団体) ・雇用形態、所属部署(1団体) ・職名及び職務内容(1団体) ・勤務の有無(1団体) ・勤務地が照会先と異なる場合の事業所名等(1団体) ・積立金、貸付金(1団体) ・積立貯金の金融機関名・月額(1団体) ・県税納付状況(1団体) ・退職金制度(中小企業退職金共済加入等)について(1団体) ・家族の生年月日(1団体) ・家族の勤務先名(1団体) ・他機関差押時の差押金額(直近3月分)(1団体) 	23	34%	1	1%	・未払給与及び退職金の有無、支払日は必要(1団体)
照会文書の作成	—	—			
パソコンで作成	33	49%			
システムで作成	34	51%			
様式を改正する場合の具体的な支障内容	—	—			
システム改修に係るコストが発生	32	48%			
差押えの可否及びその額の判断に苦慮	1	1%			

事務連絡
平成 31 年 1 月 25 日

各都道府県税務担当課 }
各都道府県市区町村担当課 } 御中

総務省自治税務局企画課

eLTAX の利用促進に向けた取組等について（依頼）

平素、地方税の電子化については、御理解と御協力を頂き、深く感謝申し上げます。

地方税の電子化に関しては、納税者の利便性向上と税務事務の効率化等の観点から eLTAX の利用促進が重要であるため、下記に御留意の上、引き続き取組をお願いします。

また、国税庁長官官房企画課長から別紙のとおり、eLTAX 及び e-Tax の一層の普及及び添付書類も含めた電子化に向けた取組について依頼がありましたので、申し添えます。

なお、市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を御連絡願います。

記

1 eLTAX 及び e-Tax の一層の普及に向けた取組

平成 23 年以降、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報（以下、「法人源泉徴収義務者情報」という。）のデータについては、eLTAX を通じて国税当局から地方団体に送信され、市区町村からは扶養是正情報等のデータが国税当局へ送信される国税連携が図られておりますが、その一層の促進をお願いします。

(1) 所得税申告書等

国税当局からデータ送信される所得税申告書等については、e-Tax 申告分は申告書第 2 表を含む全ての申告内容がデータ化されるとともに、書面申告分と比較して送信が早期化する等、地方団体の課税事務の一層の効率化にも資することから、地方団体においては、引き続き、e-Tax による所得税の申告の利用促進の取組をお願いします。

また、市区町村の申告書等作成システム等で作成された所得税申告書等を、専用回線を活用して e-Tax に直接送信できる施策については、e-Tax による申告と同様に、国税当局及び地方団体の双方の税務行政の効率化に資するとともに、納税者の利便性向上につながるものであるため、本施策への積極的な参加をお願いします。

(2) 報酬、配当等の法定調書

国税当局からデータ送信される報酬、配当等の法定調書については、これらのデータを個人住民税の賦課に活用（報酬・配当等のデータと申告データ内容の突合や賦課決定への反映など）する市区町村が増加していますが、まだ全団体に活用されるには至っていない状況です。マイナンバー制度の導入に伴い、報酬、配当等の法定調書を活用する

ことで、より効率的かつ正確な所得把握が可能となっており、課税の適正化にも資することから、より一層の活用をお願いします。

(3) 扶養是正情報等

扶養是正情報等については、平成 30 年度（実施予定を含む）で 700 団体近くが国税当局へのデータによる送信を開始しているところです。国税連携は、国税当局及び地方団体の双方の税務行政の効率化を図る観点から重要な取組であることから、扶養是正情報等の国税当局への提供を書面により行っている市区町村においては、eLTAX を用いた扶養是正情報等のデータ送信を早急に開始するよう、積極的な取組をお願いします。

(4) 法人源泉徴収義務者情報

平成 29 年 6 月からは、国税当局から市区町村に対して法人源泉徴収義務者情報のデータ送信が開始されているところです。これにより、各市区町村において把握している特別徴収義務者の情報と法人源泉徴収義務者情報を法人番号等をもとに突合し、給与支払報告書の提出が漏れている事業者の特定に活用することができ、課税の適正化にも資することから、積極的な活用をお願いします。

(5) 給与支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化

給与支払報告書等の eLTAX 等による提出義務基準の引下げ[※]も踏まえ、特別徴収義務者の利便性を向上させる施策として、eLTAX により給与支払報告書及び源泉徴収票を一括して作成・提出することが可能となっており、引き続き、積極的な周知・広報をお願いします。

※ 平成 30 年度税制改正により、平成 33 年 1 月以降に提出する給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について、支払調書の種類ごとに前々年（平成 31 年）の提出すべきであった当該支払調書の提出枚数が 100 枚以上である場合には、電子的提出が必要となる。

2 地方団体が給与支払報告書の提出等を行う場合における eLTAX 等の積極的な利用

平成 30 年提出分に係る給与支払報告書については、eLTAX 又は光ディスク等で電子的に提出せず、未だ書面により提出している地方団体が残っていると承知していますが、特別徴収義務者に対して電子的提出を呼びかける立場にあることから、各地方団体が行う自らの職員に係る給与支払報告書の提出は電子的に行うよう、給与担当課等関係部署とともに早急に対応願います。

この給与支払報告書の提出のみでなく、国税当局への源泉徴収票の提出など、地方団体が手続主体となる税務関係手続については、地方税法等の規定に基づき電子で対応する義務があるかどうかに関わらず、給与担当課等関係部署に対して、eLTAX 及び e-Tax の積極的な利用の働きかけをお願いします。

3 eLTAX の利用率向上に向けた取組等

(1) 電子申告の利用率の向上について

地方法人二税の電子申告について、大法人は平成32年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されること、及び、中小法人は規制改革推進会議の「行政手続部会取りまとめ」（平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会）において電子申告利用率70%以上（将来的には、100%）の数値目標が設定されていること等を踏まえ、各地方団体においては、国税庁と連携しつつ、電子申告の更なる活用に向けて、法人、個人事業主及び税理士会（各支部を含む。）等への積極的な周知と利用の促進に取り組んでいただくようお願いいたします。

(2) 給与所得に係る特別徴収税額通知の電子化等について

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）及び同通知（納税義務者用）については、「規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）」において、その電子化の推進に取り組む方針が明確にされたところです。

① 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子化対応の推進

地方団体の対応状況に関する調査によると、平成31年度までに電子での通知を行う市区町村は1,000団体を超える予定であり、急速に対応団体が拡大していますが、経済団体等からは、一部の市区町村でも書面による通知が残れば事務負担の軽減につながらないため、全ての市区町村が漏れなく対応するよう求める要望があるところです。

同通知の電子化対応については、事務の効率化や特定個人情報の保護等に資するものと考えていますので、平成29年9月20日付け総務省自治税務局市町村税課長通知「特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の「正本」の電子的通知の推進について（通知）」（総税市第78号）のとおり、積極的かつ早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

② 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化

平成30年度与党税制改正大綱に基づき、引き続き、実務的な検討を進めてまいりますので、同通知の電子化を巡る動向に御留意いただくようお願いいたします。

(3) 電子申告等受付サービスの改善について

「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「行政手続コスト」削減のための基本計画」（地方税分野）に基づき、地方税の手続について簡素化、オンライン化、ワンストップ化の取組を進めることとされており、複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化を平成31年9月実施予定とし、国税・地方税間の開廃業・異動届出等に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化を平成32年3月実施予定としているところです。

これを踏まえ、地方税電子化協議会（平成31年4月以降は地方税共同機構。）においてeLTAXシステム上の対応を行う予定としていることから、各地方団体においては、当該一元化の実施に向けて、法人（及びその設立予定者）、税理士会（各支部を含む。）等への周知等に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、上記以外の e L T A X の利便性向上策についても、上記の基本計画に基づいて地方税電子化協議会において取り組んでいることから、地方団体においても、当該取組にご協力いただくようお願いいたします。

4 地方税共通納税システムの導入について

「未来投資戦略 2018」において、キャッシュレス社会の実現を目指すこととされており、全地方団体による地方税共通納税システムが平成 31 年 10 月に稼働予定となっていることを踏まえ、その稼働までに、各地方団体における必要なシステム（基幹税務・出納システム等）の対応、会計事務の取扱いの整理及び指定金融機関等との調整など、適切に対応いただくようお願いいたします。

5 ふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付について

平成 31 年 1 月より、ふるさと納税に係る申告特例通知書の電子的送付が可能となります。平成 30 年 11 月調査時点で 1,746 団体（97.7%）が実施予定となっていますが、一部の市区町村でも書面による通知が残れば、電子的送付に伴う課税事務の効率化及び個人情報情報の適切な管理体制の向上が十分に図られません。申告特例通知書の郵送の際の誤送付を防ぐ観点からも、電子的送付に向けて、早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

6 規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）への対応について

地方団体における手続上の書式・様式に関し、特に、経済活動に影響するものであって、一事業者が複数地方団体との間で申請等の手続を行うもの等については、事業者の負担を踏まえた改善方策が検討され、平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された規制改革実施計画において、地方税務手続に係る各種様式に関し、別添のとおり規制改革の内容が定められました。

これらの様式については、全国统一フォーマットによる eL T A X を利用した電子的提出が可能となるものであり、事業者団体、税理士会等に対して積極的な利用の働きかけをお願いいたします。

規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）（関係部分抜粋）

7. その他重要課題

（5）地方における規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
13	事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書	<p>a 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税に係る申告については、全ての地方自治体において全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、地方自治体に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。</p> <p>b 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税の納付については、平成31年10月に全国统一フォーマットによる電子納付が可能となる共通電子納税システムを導入する。</p>	<p>a:平成30年度以降継続的に措置</p> <p>b:平成31年10月措置</p>
14	法人設立等届出書	<p>a 法人設立等の届出（地方税法第317条の2第8項）については、eLTAXシステムを改修して、平成31年9月から全国统一フォーマットによる複数の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。電子的提出に対応していない4地方自治体に対して、早急にこれに対応するよう助言する。</p> <p>b また、平成31年度中に国及び複数の地方自治体への一元的な電子的提出も可能とする。</p>	<p>a:平成31年9月措置（助言は平成30年度以降継続的に措置）</p> <p>b:平成31年度措置</p>
15	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	<p>給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（地方税法第317条の6第2項）及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書（同法第321条の5第3項）については、全ての市区町村において全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。</p>	平成30年度以降継続的に措置

16	給与支払報告書（総括表）	給与支払報告書（地方税法第 317 条の 6 第 1 項）については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成 30 年度以降 継続的に措置
18	特別徴収切替申出書	特別徴収への切替申出（地方税法第 321 条の 4 第 5 項）については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによる eLTAX を利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	平成 30 年度以降 継続的に措置

平成31年 2 月14日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長

(公 印 省 略)

危険物仮貯蔵・仮取扱い及び危険物保安監督者の選任に係る申請書類の標準書式について
(通知)

規制改革実施計画（平成30年 6 月15日閣議決定）において、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第 1 項ただし書きに係る危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（以下「承認申請書」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第48条の 3 に係る危険物保安監督者選任届出書に添付する 6 月以上の実務経験を証明する書類（以下「実務経験証明書」という。）については、全国消防長会等及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、周知することとされています。

今般、全国消防長会及び関係事業者団体からの意見等を踏まえ、標準的な様式例として、別添 1 のとおり、承認申請書(例)、当該申請書の記入例及び記入要領を、別添 2 のとおり、実務経験証明書(例)、当該証明書の記入例及び記入要領をそれぞれ作成しましたので周知します。

また、危険物規制事務に係る手続において、申請しようとする者がインターネットを通じて、容易に申請書や記入要領等を確認できるよう、各自治体のホームページ等において、仮貯蔵・仮取扱いに係る承認申請及び危険物保安監督者選任に係る届出に必要な事項を掲載するとともに、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データ（Word、Excel 等）の申請書等の掲載についても御配慮願います。これに当たり、消防庁ホームページに掲載した電子データを適宜御活用ください。（URL：<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/kiseijimu.html>）

なお、消防庁においては、危険物規制事務に係るその他の法定書式についてもホームページに順次掲載する予定です。各自治体のホームページ等においても、当該書式データを活用する等して掲載に努められるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：（仮貯蔵・仮取扱いに係る手続関係）竹本、池町、河野

（危険物保安監督者選任に係る手続関係）大越、池田、大西

TEL：03-5253-7524 FAX：03-5253-7534

様式〇〇

危険物 仮貯蔵 承認申請書 (例)
 仮取扱い

(宛先) 〇〇消防 (署) 長		年 月 日
申請者		住所 (電話)
氏名		氏名 印
危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	電話 ()
	氏名	
仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地・名称	
危険物の類、品名及び最大数量	指定数量の倍数	倍
仮貯蔵・仮取扱いの方法		
仮貯蔵・仮取扱いの期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
管理の状況		
現場管理責任者	住所	緊急連絡先 ()
	氏名	
仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理		
その他必要事項		
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄
	承認年月日 承認番号	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
 4 ※印の欄は、記入しないこと。

1 危険物 仮貯蔵 承認申請書 (例)
仮取扱い

2 平成〇〇年 〇月 〇日

3 〇〇市消防長

4 申請者

住所 〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 (電話 000-000-0000)
氏名 〇〇工場株式会社 代表取締役社長 消防 太郎 ㊟

5	危険物の所有者、管理者又は占有者	住所	〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 電話 000 (000) 0000		
		氏名	〇〇工場株式会社 代表取締役社長 消防 太郎		
6	仮貯蔵・仮取扱いの場所	所在地 ・ 名称	〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇工場株式会社 東側空地		
7	危険物の類、品名及び最大数量	第4類第1石油類 (ガソリン) 3,000 リットル	指定数量 の倍数	15 倍	
8	仮貯蔵・仮取扱いの方法	200 リットルの金属製容器 (ドラム缶) を貯蔵し、手動ポンプを用いてドラム缶から金属製携行缶への詰め替えを行う。安全対策は別紙のとおり。			
9	仮貯蔵・仮取扱いの期間	平成〇〇年 〇月 〇日から平成〇〇年 〇月 〇日まで10日間			
10	管理の状況	敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。作業前後に点検を行い、その結果を記録する。 第五種消火設備 10 型粉末消火器 3 本設置する。			
11	現場管理責任者	住所	〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 緊急連絡先 000 (000) 0000		
		氏名	危険物 次郎		
12	仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理	被災地における燃料不足により、災害復興支援車両等への燃料補給を行うため。注入完了後、流出等ないことを確認し完了する。			
13	その他必要事項	金属製携行缶による給油は、この場所で行わない。			
※ 受付欄		※ 経過欄		※ 手数料欄	
		承認年月日 承認番号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
4 ※印の欄は、記入しないこと。

危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（例）は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 10 条第 1 項ただし書に係る手続の標準的な様式例として示すものです。

なお、地域の実情に応じて当該申請書（例）の内容に追加して確認すべき事項がある場合は、欄を追加し、又は当該事項を記載した別紙を申請書に添付させる等の運用を行ってください。

[危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書（例）記入要領]

- 1 仮貯蔵、仮取扱いのいずれか一方しか行わない場合は、実施しない申請を二重線で抹消する。
 - 2 申請日（申請提出日）を記入する。
 - 3 宛先は、「〇〇消防（署）長」と記入する。
 - 4 「申請者」欄は、申請者が法人の場合は、その名称、代表者氏名、事務所の所在地及び電話番号を記入する。
 - 5 「危険物の所有者・管理者又は占有者」欄は、仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）を行う危険物の所有者、管理者又は占有者について記入する。
 - 6 「仮貯蔵・仮取扱いの場所」欄は、仮貯蔵等を行う場所の所在地及び名称を記入する。
 - 7 「危険物の類、品名、数量」欄は、類、品名、仮貯蔵等をする最大数量及び指定数量の倍数を記入する。
 - 8 「仮貯蔵・仮取扱いの方法」欄は、仮貯蔵等の方法及び静電気対策や流出防止措置等の安全対策を具体的に記入する。
 - 9 「仮貯蔵・仮取扱いの期間」欄は、期間が 10 日以内になるよう年月日及び期間を記入する。
 - 10 「管理の状況」欄は、標識等の掲示、バリケードの設置、消火設備や警報設備の設置等、危険物の管理方法や監視・消火体制を具体的に記入する。
 - 11 「現場管理責任者」欄は、現場管理責任者の住所、氏名及び緊急連絡先を記入する。
なお、危険物取扱者が作業に従事する場合は、危険物取扱者免状の写しや氏名及び資格の種類等を記載した書類を添付する。
 - 12 「仮貯蔵・仮取扱いの理由及び期間経過後の処理」欄は、仮貯蔵等を行う理由及び期間経過後の処理の方法を記入する。
- ※ 各欄の記入事項を別紙にして添付することもできる。

実務経験証明書(例)

氏名	(年 月 日生)			
取り扱った危険物	類別	第 類	品名	
取り扱った期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 月)			
製造所等の区分 (該当するものを○ で囲むこと)	製造所・貯蔵所・取扱所			
上記のとおり相違ないことを証明します。				
証明年月日		年 月 日		
事業所名				
所在地				
証明者		職名		
		氏名		印
		電話番号 ()		

【記入例】

実務経験証明書（例）

1	氏名	消防 太郎 (〇〇年 〇月 〇日生)		
2	取り扱った危険物	類別	第 4 類	品名 第1石油類(ガソリン)
3	取り扱った期間	〇〇年 〇月 〇日 から 〇〇年 〇月 〇日まで (〇年 〇月)		
4	製造所等の区分 (該当するものを○ で囲むこと)	製造所・ <input checked="" type="radio"/> 貯蔵所・取扱所		
5	証明年月日		〇〇年 〇月 〇日	
6	事業所名		〇〇工場株式会社 南倉庫	
7	所在地		〇〇市〇町〇丁目〇番〇号	
8	証明者	職名	代表取締役社長	
		氏名	危険物 次郎 印	
		電話番号	000 (0000) 0000	

【記入要領】

実務経験証明書（例）は、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 48 条の 3 に係る手続における実務経験を証明する書類の標準的な例として示すものです。当該証明書（例）に追加すべき事項がある場合は、当該事項を記載した別紙を申請書に添付させる等、地域の実情に応じて運用してください。

[実務経験証明書（例） 記入要領]

- 1 「氏名」欄は、証明を受ける者の氏名と生年月日を記入する。
- 2 「取り扱った危険物」欄は、実務経験で取り扱った危険物の類及び品名とする。危険物の類が複数ある場合は、主として取り扱った危険物の類を記入し、危険物の品名についても同様に扱うこととする。
- 3 「取り扱った期間」欄は、実務経験の期間を記入する。括弧内には、合計の年月を記入する。
- 4 「製造所等の区分」欄は、実務を行った危険物施設の区分を○で囲む。複数の製造所等の区分にまたがる場合は、主として実務した施設の区分を○で囲む。
- 5 証明年月日は、記載内容を証明する年月日を記入する。
- 6 事業所名は、実務経験をした製造所等がある事業所の事業所名を記入する。
- 7 所在地は、当該事業所の所在地を記入する。
- 8 証明者は、事業所の長等、当該事業所における業務を統轄、管理する者とし、その者の職名及び氏名を記入し、押印することとする。電話番号は、証明者本人又は当該事業所のものとする。